

総基料第270号
令和2年10月27日

ソフトバンク株式会社
代表取締役社長執行役員兼CEO 宮内 謙 殿

総務省総合通信基盤局長
竹内 芳明

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」
に基づく検証の実施について（通知）

標記の検証の実施に当たり、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（本年9月25日報道発表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、貴社が設置する第二種指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務のうち、貴社が提供する音声伝送役務（以下「モバイル音声卸」という。）が当該検証の対象となることについて、貴社に対し、通知する。

なお、当該検証の進め方等は下記のとおりである。

記

1 ガイドラインに定めるステップ1（接続による代替性の検証）

接続による代替性の検証については、「接続料の算定等に関する研究会第四次報告書」（本年9月25日報道発表）において、「モバイル音声卸の代替手段となる接続機能は存在していないため、十分な代替性があるとは認められず、加えて、関連する接続機能や提供料金の状況からも、現時点では、代替性があるとは評価できない」とされており、現時点においてもその状況に変わりはないことから、貴社のモバイル音声卸は接続による代替性がないと評価する。

2 ガイドラインに定めるステップ2（卸料金の適正性検証）

上記1において接続による代替性がないと評価された貴社のモバイル音声卸については、卸料金の適正性検証としてガイドラインに定める「重点的な検証」及び

「時系列比較による検証」をそれぞれ総務省及び貴社において実施する。

「重点的な検証」に必要となる貴社のモバイル音声卸役務に係る次の事項及び貴社において実施した「時系列比較による検証」の結果について、令和3年4月26日（月）までに総務省に報告するものとする。

能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた額
卸料金

及び の算定根拠（ のうち「指定設備卸役務の提供の際に必要となる営業費」については、費用の細目ごとのその算定根拠及び必要性の根拠）

その他考慮すべき事項として、総務省から別途報告を求める場合がある。

3 その他

貴社のモバイル音声卸の代替手段となる接続機能が実装される等、当該モバイル音声卸の接続による代替性の検証の評価に変更が生じ得る事実がある場合には、貴社から総務省に対して当該事実を報告するものとする。

この場合において、貴社から報告された当該事実が当該評価に変更を生じさせるものと判断したときは、総務省は、再度接続による代替性の検証を実施する。

また、ガイドラインに定めるステップ1の検証結果により、ガイドラインに定めるステップ2の検証が不要となる場合又は検証方法に変更がある場合を除き、令和4年以降、毎年1月末までに上記2 から までの事項及び貴社において実施した「時系列比較による検証」の結果を総務省に報告するものとする。

以上